3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年七月二日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県浜田市旭町都川二四七五の二・二四七五の一二・二四七五の二二・二四七五の三一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年七月二日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県雲南市木次町北原一五二〇の七・一五二五の二（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　公共施設用地とするため

○農林水産省告示第八百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年七月二日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県雲南市大東町下久野九七八の三一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　公共施設用地とするため

○農林水産省告示第八百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年七月二日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県雲南市木次町北原一五二〇の七・一五二五の二（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年七月二日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県雲南市大東町下久野一一〇八の六、一一〇九の二〇、一一一〇の二九、一一一〇の三〇、一一一〇の二八、一一一〇の二九、一一一〇の三一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年七月二日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県仁多郡奥出雲町竹崎一八六五の六一、一八六七の七九、一八六八の四九、一八六八の五〇、一八六八の五五、一八六九の一七、一八六九の一八

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年七月二日

農林水産大臣　石破　茂

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道瀬棚郡今金町・積丹郡積丹町（以上二町国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　解除の理由　道路用地とするため

二㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道積丹郡積丹町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　魚つき

㈢　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年七月二日

農林水産大臣　石破　茂

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道夕張市・芦別市・虻田郡喜茂別町・日高郡新ひだか町（以上二市二町国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　解除の理由　道路用地とするため

二㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道虻田郡喜茂別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　解除の理由　河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百九十四号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月二日

国土交通大臣　金子　一義

第一項の表八丈島ＮＤＢの項中「８時から18時まで」を「24時間」に改める。

第二項の表八丈島ＶＯＲの項中「平成７年８月17日」の次に「（平成21年８月27日から平成21年11月18日まで供用休止）」を加える。

第四項の表稚内ＩＬＳの項中「078°」を「079°」に、「平成21年６月４日から平成21年７月１日まで供用休止」を「平成21年７月２日から供用再開」に改める。

第五項の表八丈島ＤＭＥの項中「平成７年８月17日」の次に「（平成21年８月27日から平成21年11月18日まで供用休止）」を加える。

附　則

この告示は、平成二十一年八月二十七日から施行する。ただし、第四項の表稚内ＩＬＳの項の改正規定は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第六百九十五号

東京国際空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年七月二日

国土交通大臣　金子　一義

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　空港の名称及び位置　東京国際空港　東京都大田区

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十年国土交通省告示第千四百八十八号を参照。）

エプロン

面積　二百十二万六千百三十平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十一年八月二十七日